

◆マイナンバーの 利用範囲

マイナンバーの主な利用範囲は、マイナンバー法案に規定された社会保障・税・防災分野などの事務での利用とされています。

市区町村がマイナンバーを独自に利用したい場合には、社会保障・地方税・防災、その他これらに類する事務であれば、条例に定めることで利用可能とされています。

具体的には、市区町村単独の乳幼児医療費助成の支給に関する事務などに利用することができるとが例示されています。



以下のような分野で利用されます。申請者にとっては、提出書類が簡素化されるなどのメリットがあるんですよ！

利 用 範 囲

年 金

- 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用

労 働

- 雇用保険などの資格取得・確認、給付を受ける際に利用
- ハローワークなどの事務などに利用

福祉・医療・ そ の 他

- 医療保険などの保険料徴収などの医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施など低所得者対策の事務などに利用

税

- 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載。また、当局の内部事務などに利用

災害対策

- 被災者生活再建支援金の支給に関する事務などに利用
- 被災者台帳の作成に関する事務に利用

◆番号制度導入による メリット

個人番号及び法人番号の導入により、特定の個人及び法人などに関する正確な情報が迅速に得られるようになることから、行政事務の効率化や、きめ細やかな支援が行われることが期待され、町民の方々にも、申請の際の添付書類が不要になるといった手続の負担の軽減や、本人確認の簡便化その他の利便性の向上が期待されます。

◆今後のスケジュール

国は「平成28年1月の番号制度利用開始までに、マイナンバー、法人番号の保有、管理、利用のための改修を行う必要がある。」としており、大山町では、平成26年度中からシステムの改修に着手する予定です。詳しくは、来月号でお知らせします。

【問い合わせ先】

総務課

☎ 0859・54・5201

あなたの人生を大切にこころ安らかに暮らせる「住まい」です。

対象となる方

高齢のため自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安のある方で、対象年齢は60歳以上の方です。

施設、各事業所見学もお気軽にお越しください。体験入居のご利用もできます。

社会福祉法人 和 貴

西伯郡大山町押平747-1
☎ (0859)54-6180

ケアハウスかずき
デイサービスセンターかずき
ヘルパーステーションかずき
居宅介護支援センターかずき

～笑顔あふれる事業所です～

小規模多機能型居宅介護 よろず承り処 かずき

住みなれた地域・家で、いつまでも安心して暮らせるように
365日・24時間支援させていただく施設です。

対象者 大山町にお住まいで、要支援
要介護認定を受けておられる方。

介護のご相談承ります！

お気軽にご相談ください。
西伯郡大山町押平747-1
☎ (0859)54-3101